

国会議員の「政治と力ネ」にまつわる不祥事はどうまる所を知らない。嘆かわしいのは、最近、ほぼすべてのケースにおいて秘書、とくに政策秘書が犯罪の中心に位置していることである。「議員秘書と力ネ」の問題が顕在化してきている、といつていいだとう。



岡田 裕二

參院議員政策担当秘書

つた。政策秘書給与の流用容疑で、社民党の辻元清美前衆議院議員が逮捕されたのである。

いる。密語は非凡な才能をもつて作られるところでは、現在国から三人の公設秘書の各々に支給されている秘書給与を一括して国

とする者が出て来るし、総額が変わらなければ、一人当たりの給与は減る。辻元前議員の容疑者は、政策秘書の給与を他の秘書の給与や事務所経費に流用するという「ピンハネ」行為だが、秘書が本来受け取るべき給与を削られるという点では、この制度変更案は、ピンハネの合法化とすべきではないか。

ともに議題になるのか。
問題の背景には、政策秘書・
公設秘書の任務や役割の規定が
法律になく、申し合わせなどの
ルールがあるわけでもない、と
いう事実がある。国会法（三三）
条第二項は、政策秘書の職務内
容を「主として議員の政策立案
及び立法活動を補佐する」と定
めるが、これだけでは、政策秘

すべての問題はそこから生じている。我々秘書の世界では、ややもすれば何年秘書をやっていけるか、いかに選挙を知っているか、ということが尊重される風潮がある。多くの議員は秘書の存在意義を政策立案室ではなく選挙に求めるからである。現職議員は公費で賄われる選挙スタッフをそろそろ、選挙で優位に立

ンハ不合法化」なのである。議員の胸先三寸で秘書の給与が決まり、「秘書の物は自分の物」という意識は、議員の心理の中で無限に拡大するだろう。

「秘書」の公私混同を絶て

卷八

古
文
書

会議員に渡し、議員が秘書の数も決め、全額を自由に配分できる「総額一括支給方式」を導入しようとの議論が進んでいたところ。
そうなれば、議員の中には、一人でも多くの秘書を雇おうとも、そもそも、政策秘書、公設秘書とは何なのか。純然たる国家公務員の給与が直接本人に支払われないような制度が、なぜま

書の勤務実態があつたとかなかつたとかの議論は難しい。

公設秘書にいたつては、同条第一項に「(議員)の職務の遂行を補佐する」とあるだけである。「職務」についての具体的な内容や秘書の使命など、公費で賄われる職員に対してあるべき規定は全くない。法に代わる規定があるわけでもない。

つのである。議員が公設秘書を金のかからない選挙スタッフと見なしている限り、選挙を公費で戦いたい、秘書給与を事務所運営に回したいという、議員による秘書制度の「公私混同」はとまらないだろう。

秘書制度の見直しで求められることは、給与の総額一括支給などによる「公私混同」の助長ではなく、その根絶である。そのためにも、秘書の職務規定の明文化が必要であろう。

△ 秘書制度の見直しで求められることは、給与の総額一括支給などによる「公私混同」の助長ではなく、その根絶である。そのためにも、秘書の職務規定の明文化が必要であろう。

慶大大学院修士課程修了。政
策秘書試験に合格し、昨年四月
から現職。25歳。